

答 申 の 概 要

件 名	自分が特定警察署に相談した際の相談等受理票の訂正請求に係る決定処分に対する審査請求（諮問第34号）		
本件保有個人情報	自分が特定警察署に相談した際の記録における当事者の発言内容及び電話が切れた状況に関する記述		
主な決定理由	訂正を行うべきであるとする客観的な根拠が確認できなかったため。（静岡県個人情報保護条例第31条第2項）		
実施機関	静岡県警察本部長		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	平成30年9月21日	答申年月日	令和元年10月18日
主な論点	<p>1 審査請求人が訂正を求めている当事者の発言内容及び電話が切れた状況に関する記述は、静岡県個人情報保護条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められるか。</p> <p>2 静岡県個人情報保護条例第30条に基づく訂正義務があると認められるか。</p>		
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。		
審査会の判断	<p>(1) 本件訂正請求について</p> <p>本件訂正請求は、審査請求人が、本件保有個人情報のうち相談等受理票の一部の記載が事実でないとして、訂正を求めたものである。</p> <p>審査請求人は、「警察が防犯カメラを確認できるのか分からないため、特定施設に確認する旨指導した。」という記載（以下「訂正対象情報1」という。）を削除し、「特定施設に警察が防犯カメラを確認できると確認した上で、架電したところ、どのような処罰を加害者に求めるのか等指導、助言があった。」という記載に訂正するよう求めており、また、「公衆電話から掛けているので電話が切れそうですと申し立てた直後に電話断となった。」という記載（以下「訂正対象情報2」という。）を削除するよう求めている。</p> <p>(2) 訂正請求対象情報該当性について</p> <p>条例第28条第1項は、何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができるものと定めており、ここに「事実」とは、その正誤が客観的に判定できる事項をいうと解されている。</p> <p>審査請求人が本件訂正請求で訂正を求めている情報は、本件相談における審査請求人が申し立てた内容や相談取扱者の指導の内容という当事者の発言内容や、電話が切断された際の状況を記載したものであることから、客観的に正誤を判定できる事項であるといえ、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められる。</p> <p>(3) 訂正の要否について</p> <p>訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、実施機関に対して自ら根拠を示して、明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、訂正請求を行う者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があると認められるとき」には該当しないと解される。</p> <p>また、条例第30条では、「利用目的の達成に必要な範囲内で」保有個人情報の訂正をしなければならないと規定しており、当該訂正請求に理由があると認められるときであっても、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らし訂正の必要がない場合は、当該保有個人情報を訂正する必要はないと解される。</p> <p>以下、本件訂正請求について、条例第30条に基づく訂正義務があると認められるか否か検討する。</p> <p>ア 訂正対象情報1について</p> <p>(ア) 審査請求人は、あらかじめ特定施設に「警察が防犯カメラを確認できる」旨を確認した上で本件相談をしており、また、本件相談の中で相談取扱者が審査請求人に対して自ら処罰意思を確認したと主張している。そして、それらの内容が訂正対象情報1に記載されていないため、訂正対象情報1が事</p>		

実でない旨主張している。また、審査請求人は本件相談の際にメモをとっており、その内容と訂正対象情報1が相違しているため、審査請求人が申し立てている内容に訂正対象情報1を訂正することを求めている。

他方、諮問庁は、実施機関が相談取扱者に確認した結果を踏まえ、本件相談の内容が、「警察官と一緒に防犯カメラを見て欲しい。」というものであり、相談受理時に処罰意思の確認を行う必要がなく、審査請求人が申し立てるような指導助言を行っておらず、訂正対象情報1が事実と相違ない旨主張している。また、諮問庁は、仮に相談取扱者が審査請求人に対して「処罰感情の有無」等について触れていたとしても、相談内容の真偽が確認できない段階で「処罰感情の有無」等の説明に係る事項が相談等受理票に記載されていないことが、その後の処理に支障を及ぼすものではないため、実施機関に訂正対象情報1の訂正義務はない旨主張している。

本件相談における特定の発言の有無について両者の主張が相違しているところ、一般的に、口頭でのやり取りにおける特定の発言の有無や内容については、録音記録等の客観的な記録によって確認するものと考えられる。仮に、口頭でのやり取りの際に当事者が作成したメモが存在したとしても、当該メモのみに依拠して特定の発言の有無等を確定的に判断することは困難であると考えられる。

この点、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、実施機関に対し県民等から相談の電話があった場合、通例、通話の内容を録音することはなく、本件相談においても、審査請求人と相談取扱者とのやり取りを録音していたという事情はないとのことであった。

したがって、訂正対象情報1が事実である否かを確認することは困難であると認められる。

- (イ) 仮に、訂正対象情報1が事実ではなく、審査請求人が申し立てている「審査請求人が特定施設に対して、防犯カメラ確認の可否を確認した上で実施機関に電話をしたところ、相談取扱者から処罰意思の有無を確認された。」ということが事実であると認められたとしても、以下の理由により、訂正の義務は認められない。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、相談等受理票における保有個人情報の利用目的は、県民等からの相談を受けた警察職員が相談内容を聞き取り、その後の措置等を的確に判断することであるとのことである。よって、その内容は要点を押さえて記載すれば足り、相談者の申し立てた内容を一字一句記載する必要はないとのことである。当審査会にて本件保有個人情報を見分したところ、本件相談に対する実施機関の措置が滞りなく行われ、処理結果としてまとめられていることが確認でき、審査請求人が申し立てている内容を相談等受理票に記載することが、本件保有個人情報の利用目的の達成に必要なものであるとは認められなかった。

以上のことから、実施機関に条例第30条に基づく訂正義務があるとは認められない。

イ 訂正対象情報2について

- (ア) 審査請求人は、本件相談の電話が切断された状況について、本件相談を終えた後に電話が切れたのであって、審査請求人が一方的に電話を切った事実はない旨主張している。また、審査請求人は本件相談の際にメモをとっており、その内容と訂正対象情報2が相違しているため、訂正対象情報2を削除するよう求めている。

他方、諮問庁は電話が切断された状況について、相談取扱者に確認したところ、「公衆電話からの電話では、折り返しの連絡先が分からず、どうしてよいか困った。」と記憶していることから、訂正対象情報2は事実と相違していないと判断することができるため、削除する理由は認められないと主張しており、これに対し審査請求人は、相談取扱者と以前にも接触したことがあるため、相談取扱者が自己の連絡先がわからないという事実はない旨主張し、相談取扱者の記憶が誤りである旨指摘している。この点、諮問庁は、処分庁に確認した結果を踏まえ、審査請求人が申し立てている○年○月○日は、行方不明とされていた審査請求人が特定市内で保護されたため、関係機関の職員が対応していることが確認されたとし、警察署において、行方不明者の保護に関する業務は、夜間、休日等を除き、生活安全課の職員が担当しており、審査請求人の保護に係る取扱いについても、特定警察署生活安全課の職員が担当した記録が残されていることから、当該保護において生活安全課の職員ではない相談取扱者が関与した事実はないと主張している。

本件相談における電話が切断された状況について両者の主張が相違しているところ、一般的に、電話が切断された状況については、録音記録等の客観的な記録によって確認するものと考えられる。仮に、電話でのやり取りの際に当事者が作成したメモが存在したとしても、当該メモのみに依拠して電話が切断された状況を確認することは困難であると考えられる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、上記ア(ア)のとおり、本件相談における審査請求人と相談取扱者とのやり取りを録音していたという事情はないとのことであった。

したがって訂正対象情報 2 が事実である否かを確認することは困難であると認められる。

(イ) 仮に、訂正対象情報 2 が事実でないことが認められたとしても、以下の理由により、訂正義務は認められない。

諮問庁によると、相談等受理票における保有個人情報の利用目的は、上記ア(イ)のとおりであるとのことである。当審査会にて本件保有個人情報を見分したところ、本件相談に対する実施機関の措置が滞りなく行われ、処理結果としてまとめられていることが確認でき、訂正対象情報 2 を削除することが本件保有個人情報の利用目的の達成に必要なものであるとは認められなかった。

以上のことから、実施機関に条例第 30 条に基づく訂正義務があるとは認められない。